

通学に際しての注意事項

通学手段に関して

- ① 自動車による通学は厳禁!
- ② 歩行中やバス・電車内でのマナーに注意!
- ③ バイク通学は自粛してください!



バイク駐輪登録について

やむをえずバイクで通学する者に対しては、安全運転意識の向上および事故防止等の観点からバイクの駐輪登録を義務付けています。所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配布と受付をしていますので登録をしてください。
登録時に配布する登録シールのないバイクや指定場所以外に駐輪しているバイクは撤去することがありますので必ず登録してください。

学内車両規制に関して

- ① 自動車の許可なき不正入構及び不正駐車は厳禁!
- ② バイク・自転車通学者は、必ず、定められた出入口から入構し、かつ、定められた場所に駐輪すること。

大学周辺交通事情に関して

- ① 大学周辺は、急勾配の坂道や急カーブが多く、バイク通学には多くの危険が伴うので、できる限り、バイク通学は避けること。それでもあえて、バイク通学を行う学生は「**乗る自由と責任**」(裏面参照)の注意事項をよく読み、学生諸君の「乗る自由」には、「責任」が伴うことを十二分に自覚すること。そして、何よりも、その「乗る自由と責任」に、学生諸君の貴重な命がかかっていることを自覚すること。
自転車についても、道路交通法では軽車両と位置づけられています。自転車の運転時は、道路交通法の通行ルールを守り、安全運転を常に意識すること。

② バイクによる右折等に注意!

大学周辺には、高羽の交差点をはじめ、以下のとおり危険な箇所がいくつもあり、特に右折には十分注意すること。

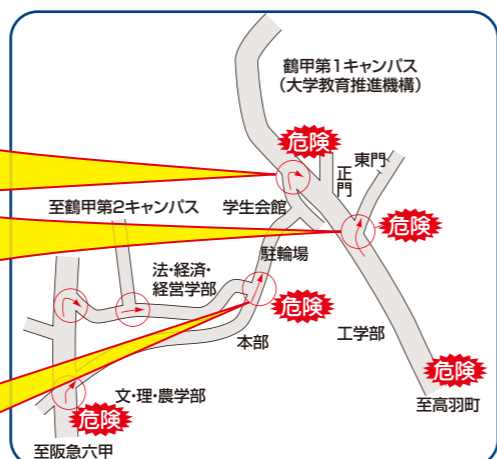
交通事故発生件数(最近3ヶ年)

年度(平成)	件数	事故発生場所	
		大学内	大学外
27	14	2	12
28	7	0	7
29	18	4	14

(注)・学部等から学務部に報告があった件数

三車線道路から鶴甲第1キャンパス東門方面への右折とともに、学生会館前から三車線道路への右折は大変危険であり要注意。

冬場凍結急カーブ 要注意



③ 鶴甲第1キャンパスへのバイクによる右折は大変危険!

鶴甲第1キャンパスと学生会館の間の三車線道路は、急勾配、急カーブという地理的悪条件に加え、大型車が多いうえ、通行車両の速度もかなり速く、事故多発のきわめて危険な道路である。それゆえ、バイクにより、上り坂車線から鶴甲第1キャンパスの東門方面への道路へ右折することは、「死ととなりあわせ」の行為といっても過言ではない。十二分に注意し、自らの責任で行動すること。

注意 鶴甲第1キャンパスへのバイク・自転車による入構は、東門1か所のみ可能である。(正門からの入構は厳禁)

④ バイクによる歩道上の通行厳禁!

下校時における歩道のバイク通行については、歩行者の通行妨害及びバイクとの接触による負傷等で安全面で危惧される状況である。とりわけ、農学部キャンパス西側道路の歩道については、近隣の住民から苦情が絶えない。通行マナーを遵守すること。

⑤ 私道のバイクによる通り抜け厳禁!

寺口町私道(右図の赤色の道)は、住民から騒音、危険等の苦情があり、バイクによる通り抜けを禁止する。

⑥ 寺口町1号線のバイクによる通行厳禁!

寺口町1号線(下図)は、周辺住民からの強い要望、人身事故等の危険防止のため、バイクによる通行を禁止する。



平成30年度 神戸大学学生委員協議会事故防止対策専門委員会

(詳細は、学生生活案内 4. 一般的諸注意を参照すること。)

乗る自由と責任

はじめに

本学のキャンパスは、山麓に位置し、学部間の移動に時間を要すことから、バイクによる通学が年々増加傾向にあります。

バイク通学の増加とともに、交通事故も増加し、平成12年度から現在までに、バイクの事故により、惜しくも将来のある命を失った学生は8名ありました。また、学生が交通事故の加害者となり、被害者の方が死亡に至った例もありました。

本学としては、このような事故から身を守るため、バイク通学の自粛を呼びかけています。

交通事故を起こしてしまうと…

バイク通学の自粛を呼びかけていますが、免許を持つのも、バイクに乗るのもあなたの自由です。しかし、交通事故を起こしてしまったら次のような責任を負うことになります。

- ①刑事上の責任…懲役、禁錮刑等
- ②民事上の責任…損害賠償等
- ③行政上の責任…免許の取り消し、停止等



事故の当事者になって初めて分かることですが、その「悲惨さ」、「日常生活への支障・煩わしさ」、「将来の人生設計の崩壊」等々、こういうことも考えてみてください。例えば公務員試験では「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は受験資格が得られないとされています。交通事故といえども刑事罰が下された場合、将来の職業選択のうえで支障があります。

乗るなら守る! ルールとマナー

原付の二人乗り、歩道の走行、信号無視、飲酒運転や酒気帯び運転、バイクの違法改造などの違反行為は絶対にしないこと!このような行為は道路交通法違反であることはもちろん、重大な事故や騒音の原因になります。これらの違反により事故を起こした場合には、法的責任が問われることになるほか、本学としても学生懲戒規則に基づき懲戒処分を下し、厳しく対処することとしています。

加入していますか?バイク・自転車の保険!

バイクの自賠責は強制保険です。自賠責保険の期限切れに注意!

いったん事故を起こせば、多額の補償と精神的苦悩にさいなまれます。支払能力を超える補償金はあなたの学業継続に多大な影響を及ぼします。保険期間は切れていませんか。

●バイク保険には次のような種類があります。

- ①自動車損害賠償責任保険:いわゆる自賠責といわれる強制保険です。加入しないで運転すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、更に違反点数6点と免許停止(6か月以内)になります。必ず加入するようにしてください。250CC以下のバイクの場合、加入期間は1~5年で、単年又は複数年を選択できます。

- ②任意自動車保険:いわゆる任意保険です。補償内容等によって掛金は異なります。

詳細については、神戸大学生生活協同組合サービスセンターもしくはバイクショップ(鶴甲第1キャンパス)にお問い合わせください。

- 自転車については、兵庫県では平成27年10月から条例で自転車保険の加入が義務化されました。自転車を利用する場合は必ず自転車保険に加入してください。自転車保険への加入については、自転車販売店や神戸大学生生活協同組合サービスセンターで加入できますので、お問い合わせください。

乗るなら守る! バイク・自転車の正しい廃棄・譲渡

不要となったバイクや自転車をキャンパス等に放置しないこと。バイクの廃棄・譲渡等の方法については神戸大学生生活共同組合バイクショップ(鶴甲第1キャンパス)においても相談に応じています。

あなたの一歩が地球を救う!

一歩歩学のススメ

いま、省エネルギーや二酸化炭素排出による地球温暖化が叫ばれています。バイクに乗れば排気ガス、騒音、駐輪などの環境問題が付きまといます。

健康のためにも歩きましょう。JR「六甲道」・阪急「六甲」の駅から大学までそう遠くはありません。もちろん市バスの連絡も十分に確保されています。



徒歩やバスで通学する場合もマナーに注意しましょう!

バイクの通学だけでなく、徒歩やバスで通学する場合にも、マナーに注意することが大切です。携帯電話の電源を切ることになっているバスや、電車内で携帯電話やスマートフォンによる通話等は、禁止されていること、また、車内において大声で会話することなど、まわりの方の迷惑となります。

また、徒歩で通学する時、歩きスマホ、歩きタバコ、ゴミ・空き缶・タバコのポイ捨てや道幅いっぱい広がって歩くなど、他人や車の通行にも支障をきたす行為は、厳に謹んでください。

最後に

本学のキャンパス周辺は、住宅街や小・中学校があり、多くの方が暮らしています。

一部を除き、ほとんどの道が広いとは言えず、また、歩道も広くありません。このような道は住民にとって大切な生活道路になっています。

近隣の方から、「歩道をバイクが通行し、人が通行できない。」、「歩道にバイクを停めているので、子供の通学に支障が出ている。」、「原付で2人乗りをしている。」、「細い道でスピードを出して走行している。」など、一歩間違えば大事故につながる行為に、本学に対して苦情が多数寄せられています。

一人の学生のルール違反やマナー違反で、今まで培ってきた「神戸大学のイメージ」が崩壊することにもなります。

今後の神戸大学発展のためにも、「神戸大学生」としての自覚を持って行動してください。